

| | |
|------------------|---|
| Title | 滝本博士著 利益分配法 |
| Sub Title | |
| Author | 加田, 忠臣 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1920 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). (1920. 4) ,p.592(138)- 594(140) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 新刊紹介 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200400-0138 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

保障するには不十分なりき。而してその將來に於て増加すべき證據は未だ之を認む可からず。故に最も肝要の業——生産物分配状態の改善よりも一層緊急なる業——は國民的産物の増加を計るに在り……」云々。

Bowley の悲觀的なる論斷は之を利とするものと不利とするものとあるべし。余は未だ遽かに Bowley の論結の當否を評すること能はず、從て吾人の目前に行はるゝ賃銀引上の運動は果して悉く失敗に終るべき約束あるものなりや否やを知らざるなり。たゞ吾人の見る限りに於ては Bowley の行論の態度は最も嚴正着實にして尋常の時事問題論と其の撰を異にす。若し人ありて、之を Chiozza-Money の Riches and Poverty、又は Fabian Society 所編の Facts for Socialist と比較して、その結論の當否を批判せばその社會問題研究者を益すること決して尠少なからざるべし。

し。(小泉信三)

瀧本博士者 利益分配法

芝三田 國文堂書店發行
四六版一九二頁壹圓八拾錢

賃銀制度は現代資本主義の中樞的要素なり。最近英國に現はれたるギルド社會主義は社會問題の根柢は實に労働者の資本家に對する隷屬にありとし、其隷屬の制度たる賃銀制度の廢止を以つて其主要なる主張の一となせり。この點において無政府主義並にサンデイカリズムとはその主張を一にするものなり。然るに私有財産制度と自由契約の制度を其根柢において認めんとする社會改良論者は現代資本主義制度に多少の改良を加ふる所謂社會政策の實行によつて満足せんとするものなり。今こゝに紹介せんとする利益分配法なるもの

も後者の立場に立ちて資本家對労働者の關係を一層圓滑にし、資本家は其の利益の一部分を労働者に提供することにより精勤なる労働者を得て相應の利益を期待せんとし、労働者は公平なる事業主を得て正常なる賃銀を得んとするにあり。即ち「利益分配法は今日の經濟組織即ち所謂賃銀制度の下における労働問題解決の一法であつて事業主が其の事業に由つて得たる利益の幾分を前以て明確に約定したる或る條件の下に労働者へ分配する方法である」(本書一頁)而して、本書は主として實際の見地より利益分配の方法、その適用すべき事業實行の成績等の問題を研究し、利益分配に關する反對學説を檢討し、その贊成的學説について該博なる引用をなしたり。而して本書通讀に際して得たる興味は實に利益分配法の可否論にして、利益分配法に對する社會主義者並に労働組合主義者の非難攻撃は

「單に感情のみに囚はれて事物の利害を比較計量するの明なきの過ちに歸す」(六二頁)となし、又は「反對の理由とする所は洵に薄弱にして、公明を失す」(七〇頁)と論斷したるは俄かに吾人の贊意を表する能はざりし點なり。

されど現實の問題としての利益分配法は決して排斥すべきものにあらず。理想は高く、現實は一步一步進まざるべからず。吾人はこの點より事業主が舉つて利益分配法を徹底的に實行することを希望するものなり。著者の意も亦こゝにあるが如し。曰く「余は前にプロフィット・シェアリングは今日の經濟組織即ち所謂賃銀制度の下における労働問題解決の一法である」と云へり、蓋此の意味は利益分配法を以て労働問題を解決する最後の最良法であると云へるにあらず、不完全なる今日の經濟組織に於ては資本家及事業主を排除したる真正なる共同經營事業の

成立は、事實不可能なるが故に、現在の弊害を一洗すべき救済手段としては、不完全ながら利益分配法に若くものなしと信するのである。(一五〇—一頁)と。

博士は斯の如き見地より實際問題としての利益分配法に就きて詳細なる研究を行へり。文章平易明快加ふに引用該博、二三種の翻譯書以外に斯種の文字に乏しき我學界の一福音たるべきは紹介者の信じて疑はざる所なり。(加田忠臣)

●豫告

謹啓春暖の候に御座候處愈々御清穆の段奉賀候陳者豫て御愛讀を賜り居候本誌來月號より左の如く値上の事に決定仕候右は御承知の如く最近更に紙價暴騰並に印刷料値上の爲め萬止むを得ざる儀に有之候間宜敷御諒察被下候上今後共一層御高庇賜り度此段廣告旁御願申上候也 敬具

一冊(壹ヶ月)金四拾五錢 郵税金壹錢五厘

大正九年四月一日

三田學會雜誌發行所

各位

三田學會雜誌 第十四卷 第五號

論 說

講壇社會主義(二)

阿部 秀 助

千八百七十一年十二月十七日發行の國民新聞(National Zeitung)は獨逸の經濟學界が未だ會つて耳にせしことなき一新熟語即ち世事に迂なる大學教授の危險思想なる意味を諷せし Katheder-Socialismus なる名稱を以て其紙上を飾るに至つたのである、而して此語の創造者は當時の獨逸にあつては最も熱心な自由主義の謳歌者「フインリヒ・ベルンハルト・オッペンハイム」(一)で、彼れが斯くの如き半ば嘲笑的の言